

神奈川県労働局発表  
平成24年3月30日

平成24年3月30日

【照会先】

神奈川県労働局  
職業安定部職業対策課  
課長 新倉慶明  
課長補佐 林清隆  
地方障害者雇用担当官 吉岡恵子  
電話 045-650-2817  
(内線) 320、324

## 障害者雇用が進んでいない神奈川県教育委員会に対して

### 障害者採用計画の適正実施を勧告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（7頁参照）では、国および地方公共団体（以下、「公的機関」という。）に、法定雇用率以上の身体障害者または知的障害者の雇用を義務付けており、雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

神奈川県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）については、平成20年6月1日現在、教育委員会に義務付けられている雇用率2.0%を達成できていなかったため、平成21年1月に3年間にわたる障害者採用計画を作成しました。しかし、計画の終期（平成23年12月末日）現在、教育委員会は、この採用計画を適正に実施していません。

このため、障害者雇用促進法第39条第2項（7頁参照）の規定に基づき、教育委員会に対して、平成24年1月を始期とする2年間の採用計画を適正に実施するよう、平成24年3月30日付けで、厚生労働大臣名で勧告を行いました。

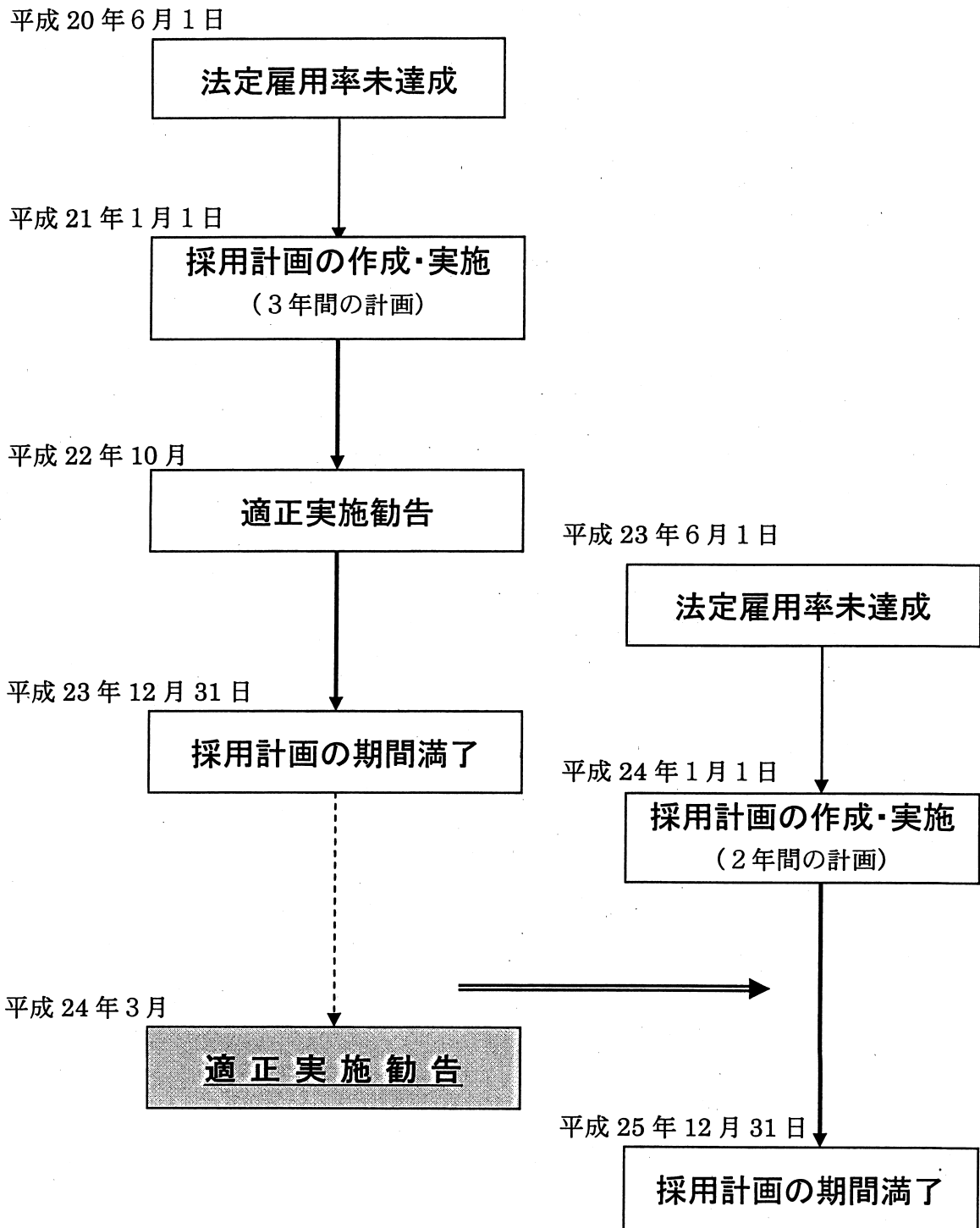
記

◎ 適正実施勧告の対象となる都道府県教育委員会

【教育委員会名】 神奈川県教育委員会

※ 法定雇用率、雇用率達成指導の流れおよび適正実施勧告の基準については2頁を、  
勧告対象機関の障害者採用計画実施状況については3頁を参照。

法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



**適正実施勧告の発出基準**

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ①計画終期における障害者採用計画の実施率が 50%未満であること
- ②計画終期の実雇用率が前年の 6 / 1 現在の実雇用率を上回っていないこと

## 勧告対象である都道府県教育委員会の障害者任免状況

	障害者採用計画		平成22年6月1日現在				平成23年12月31日現在						
			在職状況				在職状況				採用計画実施状況		
	① 採用 職員数	② 採用障 害者数	職員 の数	障害 者数	実雇 用率	不足数	職員 の数	障害 者数	実雇 用率	不足数	③ 採用 職員数	④ 採用障 害者数	計画 実施率 (※)
神奈川県 教育委員会	5,389.0	196.0	17,735	358.0	2.02%	0.0	22,117.5	365.5	1.65%	76.5	3,818.0	66.0	47.5%

※ 計画実施率 =  $\frac{\text{④} / \text{③}}{\text{②} / \text{①}}$

※ 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)が行われている。

【参考1】

### 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)

平成23年12月31日現在

	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
神奈川県 教育委員会	22,117.5	365.5	1.65%	76.5	3回目の勧告

【参考2】

### 平成22年6月1日現在の都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)

	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数
神奈川県 教育委員会	17,735	358.0	2.02%	0.0

## 国及び都道府県の機関に対する、これまでの適正実施勧告発出状況

- 平成17年6月
  - (1) 国の機関（1機関）  
金融庁
  - (2) 都道府県の機関（4機関）  
群馬県病院局、警視庁、静岡県がんセンター局、高知県警察本部
  
- 平成18年3月
  - (1) 国の機関 該当なし
  - (2) 都道府県の機関（3機関）  
岩手県医療局、警視庁、高知県警察本部
  - (3) 都道府県教育委員会（4機関）  
青森県教育委員会、山形県教育委員会、千葉県教育委員会、沖縄県教育委員会
  
- 平成19年3月
  - (1) 国の機関 該当なし
  - (2) 都道府県の機関（4機関）  
東京消防庁、警視庁、三重県病院事業庁、長崎県離島医療圏組合（注）  
（注）同組合は、地方公共団体の組合であって、県が加入している特別地方公共団体であるため、本省による指導の対象となっているもの。
  
- 平成19年10月
  - ・ 都道府県教育委員会（38機関）
 

北海道教育委員会	神奈川県教育委員会	岡山県教育委員会
青森県教育委員会	新潟県教育委員会	広島県教育委員会
岩手県教育委員会	富山県教育委員会	山口県教育委員会
宮城県教育委員会	石川県教育委員会	徳島県教育委員会
秋田県教育委員会	福井県教育委員会	香川県教育委員会
山形県教育委員会	山梨県教育委員会	高知県教育委員会
福島県教育委員会	長野県教育委員会	福岡県教育委員会
茨城県教育委員会	岐阜県教育委員会	長崎県教育委員会
栃木県教育委員会	愛知県教育委員会	熊本県教育委員会
群馬県教育委員会	三重県教育委員会	宮崎県教育委員会
埼玉県教育委員会	滋賀県教育委員会	鹿児島県教育委員会
千葉県教育委員会	兵庫県教育委員会	沖縄県教育委員会
東京都教育委員会	島根県教育委員会	

（注）公的機関の採用計画は1年間を基本とするが、都道府県教育委員会については、3年間の採用計画を作成し、中間年及び採用計画の終期の実施状況を踏まえ、適正実施勧告を行うこととなっており、この38都道府県教育委員会に対する勧告については、採用計画の中間年の実施状況を踏まえ、実施したものである。

○ 平成20年3月

- (1) 国の機関 該当なし
- (2) 都道府県の機関 該当なし

○ 平成21年3月

- (1) 国の機関 該当なし
- (2) 都道府県の機関 該当なし
- (3) 都道府県教育委員会 (37機関)

北海道教育委員会	神奈川県教育委員会	島根県教育委員会
青森県教育委員会	新潟県教育委員会	岡山県教育委員会
岩手県教育委員会	富山県教育委員会	広島県教育委員会
宮城県教育委員会	福井県教育委員会	山口県教育委員会
秋田県教育委員会	山梨県教育委員会	徳島県教育委員会
山形県教育委員会	長野県教育委員会	愛媛県教育委員会
福島県教育委員会	岐阜県教育委員会	高知県教育委員会
茨城県教育委員会	静岡県教育委員会	福岡県教育委員会
栃木県教育委員会	愛知県教育委員会	熊本県教育委員会
群馬県教育委員会	三重県教育委員会	鹿児島県教育委員会
埼玉県教育委員会	滋賀県教育委員会	沖縄県教育委員会
千葉県教育委員会	兵庫県教育委員会	
東京都教育委員会	鳥取県教育委員会	

○ 平成22年3月

- (1) 国の機関 該当なし
- (2) 都道府県の機関 該当なし

○ 平成22年10月

- ・ 都道府県教育委員会 (22機関)

北海道教育委員会	千葉県教育委員会	島根県教育委員会
青森県教育委員会	東京都教育委員会	広島県教育委員会
岩手県教育委員会	福井県教育委員会	山口県教育委員会
宮城県教育委員会	山梨県教育委員会	徳島県教育委員会
秋田県教育委員会	静岡県教育委員会	福岡県教育委員会
福島県教育委員会	愛知県教育委員会	鹿児島県教育委員会
栃木県教育委員会	三重県教育委員会	
埼玉県教育委員会	滋賀県教育委員会	

(注) 公的機関の採用計画は1年間を基本とするが、都道府県教育委員会については、3年間の採用計画を作成し、中間年及び採用計画の終期の実施状況を踏まえ、適正実施勧告を行うこととなっており、この22都道府県教育委員会に対する勧告については、採用計画の中間年の実施状況を踏まえ、実施したものである。

## 公的機関の各機関における障害者の在職状況(平成23年6月1日現在)

## (1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	10,961.5 人	343.5 人	3.13 %	4 / 4	100.0 %
神奈川県知事部局	7,790.0 人	265.0 人	3.40 %	1 / 1	100.0 %
その他の神奈川県機関	3,171.5 人	78.5 人	2.48 %	3 / 3	100.0 %

## (2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	77,001.5 人	1,601.0 人	2.08 %	24 / 34	70.6 %

## (3) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
神奈川県教育委員会	22,182.0 人	365.5 人	1.65 %	0 / 1	0.0 %

- 注 1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

第三十九条 （第 1 項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項 の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。